広島市週休2日工事試行要領(土木工事)

(趣旨)

第1条 本要領は、広島市発注の土木工事における働き方改革促進の一環として週休2日工事 を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の 改善を目的とする。

(定義)

- 第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則、土曜日・日曜日において現場閉所することをいう。
- 2 「対象期間」とは、工事着手日(準備期間は含まない)から工事完了日(後片付け期間は含まない)までとし、次の期間は対象期間から除く。
 - ア 年末年始6日間、夏期休暇3日間
 - イ 工場製作のみを実施している期間
 - ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間(工事全体を一時 中止している期間を含む)
- 3 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。
- 4 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業(工事完成検査まで設置が必要な 安全施設類等の撤去や後片付けを除く。)が完了した日をいう。
- 5 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 6 地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、監督職員との協議により、対象期間内において振替日を設定できるものとする。
- 7 累計現場閉所日達成率(「現場閉所日実績の累計日数」/「対象期間内の土日の累計日数」) が100%以上(4週8休以上)の場合に、週休2日が達成されたものとする。

(対象工事)

- 第3条 対象工事は、原則、広島市が発注する全ての土木工事とする。ただし、以下のいずれ かに該当する工事は対象外とする。
 - (1) 単価契約工事
 - (2) 応急工事等の緊急を要する工事(緊急特例を適用する工事に限る。)
 - (3) 現場での施工期間(実作業日数)が7日間未満の工事

(実施方法)

- 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、「発注者指定型」または「受注者希望型」とする。
 - 2 「発注者指定型」とは、対象工事のうち「現場条件や施工期間(対象期間)の制約が厳 しい工事」を除き、原則、当初設計金額2千万円以上(但し、当初設計金額2千万円未満 の工事であっても「発注者指定型」による実施を妨げるものではない。)の工事とし、発

注時から発注者の指定により実施する工事をいう。

- 3 「受注者希望型」とは、「発注者指定型」以外の工事とし、契約締結後、受注者の希望に より実施する工事をいう。
- 4 発注者は、特記仕様書に「週休2日工事の試行対象」である旨を明記すること。
- 5 「受注者希望型」の場合、受注者は、契約締結後 7 日以内に、「週休 2 日工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて提出すること。
- 6 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした 計画を立て、施工計画書の提出時に、「休日等取得計画表兼実績表」に工事着手日、工事完 了日及び現場閉所予定日を明記し、発注者に提出すること。
- 7 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、公衆の見易い場所に週休2日工事である旨 を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日工事「●●型」

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む 試行工事です。

> 発注者:広島市〇〇〇〇〇課 受注者:〇〇〇〇〇〇〇〇〇

「●●●型」には、「発注者指定型」又は「受注者希望型」を記載して下さい。

- 8 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日、 現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。
- 9 「受注者希望型」の場合、受注者は工事途中に「週休2日」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。

(実施報告)

- 第5条 「週休2日工事」を実施した工事の受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日等取得計画表兼実績表」に、現場閉所日等の実績を記入し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、「週休2日工事」を実施した工事の受注者から提出された「休日等取得計画表 兼実績表」及び「工事週報」により、現場閉所日の取得実績について確認を行うものとする。

(経費等の補正)

第6条 発注方式により、対象期間における現場閉所状況に応じた補正係数を乗じて、設計計上するものとする。

なお、市場単価(港湾工事は補正対象外)については別表1(1)、別表2の補正係数を 乗じて補正済み単価を算出する。

- (1) 「発注者指定型」は、当初設計時において、4週8休以上であった場合の補正係数を 乗じて設計計上するものとする。ただし、対象期間における現場閉所状況が、4週8休 に満たなかった場合は、最終変更契約時において、同条第2項の補正係数を減じて設計 変更するものとする。
- (2) 「受注者希望型」は、対象期間における現場閉所状況が、4週6休以上であった場合、

最終変更契約時において、同条第2項の補正係数を乗じて設計変更するものとする。

- 2 現場閉所状況に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術 者単価」は労務費の補正対象としない。
 - ① 4週8休以上(累計現場閉所日達成率100%以上)
 - ・労務費 1.05
 - ・機械経費(賃料) 1.04
 - ・共通仮設費率 1.04
 - 現場管理費率 1.06
 - ② 4週7休以上4週8休未満(累計現場閉所日達成率87.5%以上100%未満)
 - ・労務費 1.03
 - ・機械経費(賃料) 1.03
 - · 共通仮設費率 1.03
 - •現場管理費率 1.04
 - ③ 4週6休以上4週7休未満(累計現場閉所日達成率75.0%以上87.5%未満)
 - ・労務費 1.01
 - ・機械経費(賃料) 1.01
 - · 共通仮設費率 1.02
 - •現場管理費率 1.03
 - ④ 4週6休未満(累計現場閉所日達成率75.0%未満)
 - 補正なし

(工期設定)

- 第7条 発注者は、週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。
- 2 週休2日の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。

(工事成績評定)

- 第8条 発注者は、対象期間において週休2日を達成できた場合、発注方式によらず、工事成績評定の「2.施工状況」、「II.工程管理」の「その他」及び「5.創意工夫」において評価するものとし、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「8. その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。 なお、評定の対象とならないものについては、「休日等取得計画表兼実績表」により施工実績を証明するものとする。
- 2 発注者は、「発注者指定型」の場合で、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られず、4 週4休未満(累計現場閉所日達成率50%未満)であった場合、受注者への聴き取りを実施し、その結果を技術管理課へ報告すること。
- 3 週休2日を達成できなかった場合において、発注方式によらず、減点(ペナルティ)は行 わないものとする。

(アンケート調査)

第9条 週休2日工事の検証を行うために、「発注者指定型」の受注者、または「受注者希望型」で希望とした受注者は、技術管理課からアンケート調査の依頼があった場合、回答に協力すること。

(提出書類の虚偽)

第10条 休日等取得計画表兼実績表等の提出又は提示資料について、虚偽の記載等が工事中 又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。

(総合評価落札方式)

第11条 週休2日(4週8休以上)を達成した場合は、総合評価落札方式における週休2日 工事の施工実績として認められる。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。(平成31年3月1日以降の公告から適用) 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年4月1日以降の積算から適用) 附則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。(令和2年8月1日以降の積算から適用) 附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。(令和3年8月1日以降の積算から適用) 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年4月1日以降の積算から適用) 附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年4月1日以降の積算から適用)

別表 1 土木工事市場単価の補正係数

名称		補正係数		
	区分	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1. 05
ガス圧接工		1.01	1.02	1. 04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1. 02
	撤去	1.01	1.03	1. 05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1. 01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1. 01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1. 05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1. 02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1. 03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1. 01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1. 02
吹付枠工		1.01	1.02	1. 03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1. 03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1. 04
橋面防水工		1.00	1.01	1. 02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

[※]単価の構成が材料のみの加算額の場合は補正しない。

別表 2 下水道工事市場単価の補正係数

	規格・仕様	補正係数		
名称		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1. 03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1. 03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1. 05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1. 05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1. 05
砕石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1. 05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1. 05
小型マンホール工		1.00	1.00	1. 01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1. 01
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.00	1.01	1. 02